

令和2年4月1日

所 属 長 様

医学部・附属病院事務局庶務課長  
(人事担当：木村・内線：2721～2)

休暇・休職制度等の改正について（通知）

標題について、別添のとおり法人事務局法人管理部人事課より通知がありましたので、大阪市立大学医学部附属病院就業規則に規定される承継職員及び病院区分職員、大阪市立大学医学部附属病院特定職員、特定有期雇用職員、短時間勤務職員、臨時雇用職員に関しても、同様に取り扱うこととしますので、以下のとおりお知らせします。

また、本制度改正に伴う大阪市立大学医学部附属病院就業規則等の改正については、別途通知いたします。

記

1. 改正内容

別添資料1「教職員区分ごとの改正内容」のとおり

2. 実施時期

2020年（令和2年）4月1日

3. 参考資料

- ・別添資料2「市大承継教職員・市大区分教職員の休暇制度等（令和2年4月～）」
- ・別添資料3「特定職員の休暇制度等（令和2年4月～）」
- ・別添資料3－1「自己啓発等休業制度について」
- ・別添資料4「特定有期雇用教職員の休暇制度等（令和2年4月～）」
- ・別添資料5「短時間勤務教職員の休暇制度等（令和2年4月～）」
- ・別添資料6「臨時雇用職員の休暇制度等（令和2年4月～）」

以上